

安倍首相靖国神社参拝違憲訴訟

2/28

見届けよう / 司法の気概
大阪高裁・裁判官の意地 /

控訴審 判決!

控訴審判決

「安倍首相靖国参拝違憲訴訟・関西」高裁判決にむけて

憲法を画餅にすなと言いきりの遺影に祈る母に力を

2016年の1月28日、大阪地裁は、2013年暮れの安倍首相の靖国参拝に対する違憲訴訟に関して極めて不当な判決を出しました。安倍の参拝が意味することは、「殺し合いを強いられた人を天皇に忠義を尽くした人として顕彰し未来の戦死を誘導する」ことです。そのことは、解釈改憲（壊憲）、安保法制のゴリ押しなど参拝前後一貫して続けられている政権の行動からも十分に裏付けられる客観的事実です。安倍靖国参拝は単に政教分離規定に反する違憲行為として内心の自由等の権利を侵害するのみならず、いわば戦争準備行為なのであり、平和的生存権を侵害する行為です。地裁判決は、これら客観的に明らかな証拠を検討することなく、「平和を祈念した」と称する参拝後の安倍談話を長々と引用して権利侵害はないと損害賠償の請求を棄却しました。被告が述べた「言い訳」を全面的に採用し、客観的な事実を無視したのです。

この判決からわずか一年で高裁判決が言い渡されることになりました。被控訴人の国や靖国神社は最終弁論で、わざわざ裁判所に「憲法判断は必要ない」と念を押しました。参拝が違憲行為であることは被控訴人らも（裁判所も）承知のことです。

これまで数々の首相の靖国参拝違憲訴訟は「原告らに権利侵害はない」という詭弁によって退けられてきました。しかし、安倍の参拝が平和を脅かすものであることは誰の目にも明らかなことです。大阪高裁はこの脅威に対して司法ができることを真剣に考えねばなりません。地裁の厚顔無恥な詭弁を糾せないようでは歴史に汚点を重ねることになります。

高裁が司法の気概を示してまっとうな判断を下すことを期待し、これを見届けるため、2月28日に高裁に結集することをお呼びかけます。

判決

2月28日(火)2時～

大阪高裁 202法廷

(傍聴は抽選です、1:30には
裁判所正面に集合) +

判決報告集会

日時: 2月28日(火) 6時半～

会場: エルおおさか 606号室

- ★弁護士による判決の解説
- ★東京の弁護士・事務局によるすでに結審した同種東京裁判の報告
- ★他



安倍首相靖国神社参拝違憲訴訟の会・関西

大阪市中心区淡路町 1-13-11-402

FAX 06-7777-4925